

目次

|                                                  |
|--------------------------------------------------|
| 第1章 総則（第1条—第4条）                                  |
| 第2章 管理運営組織（第5条—第20条）                             |
| 第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日（第21条—第26条）              |
| 第4章 入学（第27条—第35条）                                |
| 第5章 教育課程（第36条—第42条）                              |
| 第6章 休学、転学、留学、退学等（第43条—第49条）                      |
| 第7章 卒業及び学位（第50条—第52条）                            |
| 第8章 入学検定料、入学料及び授業料の徴収還付（第53条）                    |
| 第9章 賞罰（第54条・第55条）                                |
| 第10章 聴講生、特別聴講生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生（第56条—第62条） |
| 第11章 自己評価等（第63条）                                 |
| 第12章 雑則（第64条—第66条）                               |
| 付則                                               |

第1章 総則

（目的）

第1条 尾道市立大学（以下「本学」という。）は、学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、もって国家社会の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与することを目的とする。

（学部、学科及び定員）

第2条 本学に、経済情報学部及び芸術文化学部を置く。

2 前項の各学部には置く学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学部     | 学科     | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|--------|------|------|
| 経済情報学部 | 経済情報学科 | 200人 | 800人 |
| 芸術文化学部 | 日本文学科  | 50人  | 200人 |
|        | 美術学科   | 50人  | 200人 |

（学部及び学科の教育研究上の目的）

第3条 学部及び学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済情報学部は、多様な価値や文化に対する深い理解を背景に、経済、経営、情報に関する優れた専門能力を持ち、国内外で活躍できる有為な人材を養成することを目的とする。
- (2) 芸術文化学部は、日本や世界の芸術文化に対する深い認識と理解を有し、優れた徳性と高い知性を持って文化活動や社会活動に能動的に参加し、現代の国際化社会や情報化社会の要請に応えられる十分な教養を具え、国際社会や地域社会の創造と発展に寄与する人材の育成を目的とし、各学科の目的は次のとおりとする。
  - ア 日本文学科は、しっかりとした基礎学力の上に、広く芸術や文化を学びながら日本文学と日本語学の専門分野での研究を深め、構想力、論理的思考力、分析力を身に付けた社会のリーダー、教育者や研究者等を育成することを目的とする。
  - イ 美術学科は、美術についての学識と高い表現能力を養い、充実した創作活動を行

う作家及びデザイナーを養成することを目的とする。

(大学院の設置)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

## 第2章 管理運営組織

(教職員)

第5条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、司書、事務職員、技術労務員その他必要な教職員を置く。

2 学部に学部長を、学科に学科長を置く。

3 学部長は、所属する学科の学科長を兼ねる。

(教職員の職務)

第6条 教職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- (4) 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- (5) 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (7) 講師は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (8) 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (9) 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (10) 事務職員は、事務に従事する。
- (11) 司書は、附属図書館の専門的事務に従事する。
- (12) 技術労務員は、学内の環境整備その他大学用務に従事する。

(執行部会議等)

第6条の2 本学に、執行部会議を置く。

2 執行部会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 事務局長
- (6) 学長が指名する教職員

3 執行部会議は、学長の求めに応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 経営審議会及び教育研究審議会の審議に係る事前調整に関する事項
- (2) 学部学科及び委員会等の意見のとりまとめ及び連絡調整に関する事項
- (3) その他大学の運営に関する重要な事項

4 執行部会議を補助するため、会議体を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、執行部会議等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会)

第7条 学部に教授会を置き、当該学部の常勤の教員をもって組織する。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くこ

とが必要なものとして学長が認めるもの

3 教授会は前項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、学部長が主宰する。

（学科会）

第8条 各学科に学科会を置くことができる。

2 学科会は、教授会の委任の範囲内において、それぞれの学科における教育研究に関する事項について意見をとりまとめる。

3 学科会は、学科長が主宰する。

（附属機関）

第9条 本学に、次の各号に掲げる附属機関を置く。

（1） 附属図書館

（2） 情報処理研究センター

（3） 地域総合センター

（4） 国際交流センター

（5） 尾道市立大学美術館

（6） 削除

（7） 教職支援センター

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第13条の2 削除

（事務局）

第14条 本学に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

（各種委員会等）

第15条 本学に、教育研究業務を分掌するため、委員会その他必要な会議体を置くことができる。

（名誉学長）

第16条 本学の学長であった者で功労顕著な者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。

2 前項の称号の授与に関し必要な事項は、規程で定める。

（名誉教授）

第17条 本学に学長、教授、准教授、講師又は助教として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項の称号の授与に関し必要な事項は、規程で定める。

（客員教授）

第18条 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関し必要な事項は、規程で定める。

（特命教授）

第19条 本学に、特命教授を置くことができる。

2 特命教授に関し必要な事項は、規程で定める。

（特任教員）

第20条 本学に、特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、規程で定める。

### 第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日 (修業年限)

第21条 本学の修業年限は、4年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第22条 本学の学生以外の者で第58条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。)を修得した者が本学に入学する場合の修業年限については、第35条の規定により入学後に修得したものとみなすことができる単位数その他の事項を勘案して、前条に規定する修業年限の2分の1を超えない範囲で、一定期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第23条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第32条から第34条までの規定により入学した学生又は第46条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生は、それぞれ第35条又は第46条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(学年)

第24条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第25条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第26条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 3月25日から4月3日まで
- (4) 夏季休業 8月8日から9月23日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から1月3日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 休業日において、必要がある場合は、授業を行うことがある。

### 第4章 入学

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び編・転入学については学期の始めとする。

(入学資格)

第28条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条に規定する廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - (9) 学校教育法第90条第2項の規定により、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの
  - (10) その他本学において、相当な年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （入学の出願）

第29条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

（入学者の選考）

第30条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第31条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第32条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、学長は原則として欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

（転入学）

第33条 他の大学又は短期大学に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、学長は欠員の状況等により、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第34条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への再入学を志願する者があるときは、学長は欠員の状況等により、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第48条の規定により退学を許可された者

(2) 第49条第1号の規定により除籍となった者で、当該未納であった授業料を完納した者

(3) 第49条第3号の規定により除籍となった者

（編入学、転入学又は再入学した者の既修得単位数の認定等）

第35条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

## 第5章 教育課程

（授業科目）

第36条 授業科目は、各学科それぞれ、教養教育科目及び専門教育科目に区分し、規程で定める。

2 履修方法その他必要な事項については、規程で定める。

(単位計算方法)

第37条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実習の授業については、学修はすべて実習場等で行われるものとし、45時間の実習等をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、次の基準により学長が定めることができる。

- (1) 講義及び演習について、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定及び成績の評価)

第38条 授業科目を履修し、試験等に合格した者には、所定の単位を認定する。

2 学生が1年間に履修できる単位の上限は、47単位とする。ただし、別に定めるところにより特に許可された者は、この限りでない。

3 授業科目の評価は、優、良、可及び不可の4種とし、可以上を合格とする。

(教育職員免許)

第39条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、教科に関する科目及び教職に関する科目を履修しなければならない。

2 教科に関する科目及び教職に関する科目の授業科目及び単位数は、規程で定める。

(学芸員資格)

第40条 学芸員の資格を得ようとする学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定めるところにより、博物館に関する科目を履修しなければならない。

2 博物館に関する科目の授業科目、単位数及び履修方法は、規程で定める。

(大学院授業科目の履修)

第40条の2 本学経済情報学部が、本学大学院経済情報研究科に進学を希望し、経済情報学部長の推薦により、学長が教育上有益と認めるときは、当該研究科の授業科目（大学院の学生を対象とするものに限る。以下、この条において同じ。）を履修することができる。

2 前項の規定により、学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第41条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、合わせて60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業の要件となる単位として認めることができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により認め、又は与えることができる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、前条の規定により認める単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### 第6章 休学、転学、留学、退学等

(休学)

第43条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

- 2 削除

- 3 疾病のため修学することができないと認められる者については、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

- 4 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 5 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

- 6 休学期間は、第23条に規定する在学年限及び第50条に規定する在学すべき年数に算入しない。

(復学)

第44条 学生は、休学期間の満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願（病気が治癒したことを理由とする復学願については、医師の診断書を添付したもの）を学長に提出し、その許可を受けて復学することができる。

(転学)

第45条 他の大学等へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第46条 他の学部へ転学部又は同一学部の他の学科へ転学科しようとする者があるときは、学長は欠員の状況等により、選考のうえ、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留学)

第47条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第23条に規定する在学年限及び第50条に規定する在学すべき年数に算入する。

(退学)

第48条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第49条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

- (2) 第23条に規定する在学年限を超える者
- (3) 第43条第5項の休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者及び長期間にわたり行方不明の者

#### 第7章 卒業及び学位

##### (卒業)

第50条 本学に4年（第32条から第34条までの規定により入学した学生又は第46条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあっては、それぞれ第35条又は第46条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定める所定の単位を修得した学生については、学長が卒業を認定する。

##### (学位)

第51条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、学長が別に定める。

##### (卒業の時期)

第52条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

#### 第8章 入学検定料、入学料及び授業料の徴収還付

##### (入学検定料、入学料及び授業料の徴収還付)

第53条 入学検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収については、公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収に関する規程（平成24年規程第113号）の定めるところによる。

#### 第9章 賞罰

##### (表彰)

第54条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、教育研究審議会の議を経て、表彰することができる。

##### (懲戒)

第55条 学長は、この学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教育研究審議会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学が3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

#### 第10章 聴講生、特別聴講生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生（聴講生）

第56条 学長は、本学の特定の授業科目を聴講することを希望する者については選考のうえ、学生の修学に支障がない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

##### (特別聴講生)

第57条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学の特定の授業科目を聴講することを希望する者については、当該他大学等との協議により、選考のうえ、本学が教育上有益と認め、かつ、学生の修学に支障がない場合に限り、特別聴講生として入学を許可することができる。

##### (科目等履修生)

第58条 学長は、本学の特定の授業科目を履修することを希望する者については選考のうえ、学生の修学に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第59条 学長は、特定の専門事項について研究することを希望する者については選考のうえ、学生の修学に支障がない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

(委託生)

第60条 学長は、官公庁、団体又は学校等からその所属する職員に本学の授業科目の一部を履修させるため、委託されたときは、当該者を委託生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第61条 学長は、本学に入学することを希望する外国人に対し、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(聴講生等に関する規定)

第62条 聴講生、特別聴講生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生に関し、必要な事項は、規程で定める。

#### 第11章 自己評価等

(自己評価等)

第63条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等に関し必要な事項は、規程で定める。

#### 第12章 雑則

(施設)

第64条 本学に次の施設を置く。

- (1) 体育館
- (2) 医務室
- (3) 学生会館、学生食堂及びその他の施設
- (4) 入試事務室
- (5) キャリアサポートセンター

2 施設に関する事項は、別に定める。

(公開講座)

第65条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

(委任)

第66条 この学則に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、法人の設立前の尾道大学学則（平成13年尾道市規則第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

付 則（平成25年3月26日規程第137号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成２６年３月２０日規程第１６６号）  
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

付 則（平成２７年３月２６日規程第１７９号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日の前日までに、改正前の尾道市立大学学則（平成２４年規程第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

付 則（平成３０年３月２９日規程第２４１号）抄  
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

付 則（平成３１年３月１９日規程第２５６号）  
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則（令和３年３月３１日規程第２９６号）抄  
（施行期日）

- 1 この規程は、令和３年４月１日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日の前日までに、改正前の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。